

別記

### 要 求 書

- 一 宇津氏坂井 高松両氏ト引續ノ時ノ相互契約ニ基キ昭和七年一月ノ残金ト同年二月一日ヨリ参月十日迄ノ未払給料金六百五十三円三十元ヲ即時支払フコト
- 二 職首減俸絶対及対
- 三 一般従業員ノ退職手当ヲ制定シ俸給ノ一年六ヶ月分ヲ支給スルコト
- 四 最底賃銀制ヲ制定スルコト
- 五 二年二回ノ昇給制ヲ設ケヨ
- 六 二年二回ノ賞與ヲ支給スルコト
- 七 女員ノ生理休暇ヲ與ヘルコト
- 八 公休日公金従業員ニ月二回制定スルコト
- 九 給料料八月二回ニ支給スルコト